

給料の特別調整額に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年3月31日

香川県人事委員会委員長 関 谷 利 裕

香川県人事委員会規則第6号

給料の特別調整額に関する規則の一部を改正する規則

給料の特別調整額に関する規則（昭和28年香川県人事委員会規則第6号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後			改正前		
別表第1（第1条関係）			別表第1（第1条関係）		
組織	職	区分	組織	職	区分
知事の事務部局	略		知事の事務部局	略	
	局長	略	局長 <u>（出納局長を除く。）</u>	2種	
	略		略		
	略		略		
	略 参事（人事委員会の認めるものに限る。）	略	略 参事（人事委員会の認めるものに限る。）	4種	
	東京事務所副所長		<u>出納局長</u> 東京事務所副所長		
	略		略		
	略 農業改良普及センター次長	略	略 農業改良普及センター次長 <u>（西讃農業改良普及センター次長を除く。）</u>	6種	
略		略			
略		略			
略		略			

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。